

秋田市公報

あきだ

第1155号

令和3年2月10日

毎月10日発行

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

—— 目 次 ——

上下水道局管理規程

- 秋田市上下水道局水道料金等徴収事務委託規程の一部を改正する規程（第1号） 1
- ### 告 示
- 産業廃棄物処理施設設置許可の申請について（第1号） 2
- 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止について（第2号） 2
- 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（第3号） 2
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第4号） 3
- 道路の占用を制限する区域の指定について（第5号） 3
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第6号） 4
- 身体障害者福祉法による医師の指定辞退について（第7号） 4
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について（第8号） 4
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、変更、休止および廃止について（第9号） 4
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の変更および廃止について（第10号） 5
- 平成30年度、令和元年度および令和2年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第11号） 5
- 胸部検診に係る検診料の徴収および収納事務の委託について（第12号） 5
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第13号） 5
- 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止について（第14号） 6
- 指定居宅介護支援事業者の廃止について（第15号） 6
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第16号） 6
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定について（第18号） 6

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第1号） 6

選 管 告 示

- 投票区の区域の一部の変更について（第1号） 6

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第1号） 7

消防本部告示

- 秋田市火災予防規則による申請および届出の様式の一部改正について（第1号） 7

公 告

- 秋田都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの縦覧について 7
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について 7
- 賃貸借に係る公募型指名競争入札について 7
- 市有地の売払いについて 8
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について 9
- 業務委託に係る公募型指名競争入札について 9
- 農用地利用集積計画の策定について 10
- 予防接種法による定期予防接種について 10
- 財政報告書の公表について 10

上下水道局公告

- 受益者負担金の賦課対象区域について 34

上下水道局管理規程

秋田市上下水道局水道料金等徴収事務委託規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年1月21日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

秋田市上下水道局管理規程第1号

秋田市上下水道局水道料金等徴収事務委託規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局水道料金等徴収事務委託規程（平成25年秋田市上下水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「徴収」を「収納」に改め、同条中「納付者から」を「納入者から」に、「を受領し、当該納付者」を「の納付を受け、当該納入者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、電子決済による収納については、領収書を交付しないことができる。

第7条中「収納した日」を「収納をした日」に、「翌日（その日が金融機関の休日に当たるときは、直後の金融機関の営業日とする。）までに、指定する金融機関に払い込まなければならない」を「当該金融機関の翌営業日までに払い込むものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、コンビニエンスストアにおいて収納した水道料金等および電子決済により収納した水道料金等は、別に定めるところにより、払い込むものとする。

第8条第1項中「の届出に基づいて」を「のうち必要があると認めるものに対し」に改め、同条第2項中「徴収業務に従事する者は、身分証明書」を「前項の規定により身分証明書の交付を受けた者は、これ」に改め、「これを」を削る。

第9条中「収納」の次に「（コンビニエンスストアにおける収納および電子決済による収納を除く。）」を加える。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第1号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可申請があつたので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年1月5日

秋田市長 穂 積 志

1 申請者の名称および住所ならびに代表者の氏名

(1) 名称

ユナイテッド計画株式会社

(2) 住所

秋田県潟上市昭和豊川木字槻13番地の1

(3) 代表者の氏名

代表取締役 平野 久貴

2 産業廃棄物処理施設の設置場所

秋田市向浜一丁目1番159

3 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設、同条第5号に規定する廃油の焼却施設、同条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設および同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体およびばいじん

5 設置許可の申請年月日

令和2年12月8日

6 産業廃棄物処理施設設置許可申請書および生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧場所

(1) 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市環境部廃棄物対策課（庁舎3階）

(2) 秋田市土崎港西五丁目3番1号

秋田市北部市民サービスセンター（庁舎1階）

7 縦覧の期間

令和3年1月5日から同年2月5日まで。ただし、休日（秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。

8 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

10 意見書に記載すべき事項（日本語により記載すること。）

(1) 意見書の宛名 秋田市長 穂 積 志

(2) 意見書提出者の氏名又は名称、住所および電話番号ならびに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 意見の対象となる申請者の名称および施設の種類

(4) 生活環境の保全上の見地からの意見

11 意見書の提出期限

令和3年2月19日

12 意見書の提出先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市環境部廃棄物対策課（庁舎3階）

13 意見書の提出方法

持参又は郵送とする。

なお、持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分までとし、休日を除く。

秋田市告示第2号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第115条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があつたので、同法第78条、第78条の11、第115条の10および第115条の20の規定により告示する。

令和3年1月6日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の 年月日	サービスの 種 類
株式会社み ちのくサン ガ	ケアホテル のぞみ翔裕 館	秋田市上 北手荒巻 字堺切48 番地	令和2年 12月31日	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護
有限会社福 寿の会	デイサービ ス福寿	秋田市飯 島字長山 下18番地	令和2年 12月31日	地域密着型 通所介護
株式会社み ちのくサン ガ	デイサービ スセンター のぞみ翔裕 館	秋田市上 北手荒巻 字堺切48 番地	令和2年 12月31日	地域密着型 通所介護
株式会社み ちのくサン ガ	グループホー ムやばせ翔 裕館	秋田市八 橋本町三 丁目14番 18号	令和2年 12月31日	認知症対応 型共同生活 介護、介護 予防認知症 対応型共同 生活介護

秋田市告示第3号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第78条の2第1項、第115条の2第1項および第115条の12第1項の規定に

基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第78条の11、第115条の10および第115条の20の規定により告示する。

令和3年1月6日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
株式会社土屋	ホームケア 土屋秋田	秋田市寺内字イサノ 101番地 アルファーコート1C号室	令和3年 1月1日	訪問介護
株式会社サンガジャパン	ケアホテルのぞみ翔館	秋田市上北手荒巻字堺切48番地	令和3年 1月1日	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
株式会社サンガジャパン	デイサービスセンターのぞみ翔館	秋田市上北手荒巻字堺切48番地	令和3年 1月1日	地域密着型通所介護
株式会社サンガジャパン	グループホームやばせ翔館	秋田市八橋本町三丁目14番18号	令和3年 1月1日	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

秋田市告示第4号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和3年1月7日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和2年12月5日から同月16日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和3年1月7日から同年7月7日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有权の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和3年1月8日

秋田市長 穂 積 志

1 路線名および占用を制限する区域

整理番号	路 線 名	占用を制限する区域（地番）
1008	秋田港四ッ谷線	土崎港中央三丁目43番地先から将軍野青山町2番5地先まで
1083	金足添川線	将軍野青山町2番5地先から将軍野青山町7番6地先まで
1056	四ッ屋笛岡線	将軍野青山町7番6地先から外旭川字潟ノ前42番2地先まで
2155	東上谷地大袋線	外旭川字潟ノ前42番2地先から飯島西袋1番421-2地先まで
1007	土崎環状線 (自衛隊通り)	土崎港東一丁目39番3地先から土崎港東四丁目6番47地先まで
2068	高清水公園線	将軍野南二丁目72番4地先から寺内鶴ノ木2番2地先まで
1006	臨海新川向線	八橋新川向91番1地先から八橋本町三丁目320番3地先まで
1021	川尻八橋線	八橋本町三丁目320番3地先から川元松丘町112番地先まで
2082	山王中央線	山王一丁目2番2地先から山王一丁目4番地先まで
30212	山王一丁目1号線	山王一丁目4番地先から山王一丁目5番地先まで
1061	川尻広面線	山王臨海町137番2地先から川元山下町88番1地先まで
2180	金属団地1号線	川尻町中島2番41地先から川尻町大川反233番199地先まで
1081	川尻総社通り	川尻若葉町164番地先から川元開和町206番1地先まで
2181	川尻新屋線	川尻新川町349番地先から新屋豊町678番3地先まで

1050	豊町日吉町線	新屋豊町678番3地先から 新屋豊町536番4地先まで
1020	割山向浜線	新屋豊町536番4地先から 新屋松美ガ丘東町1456番1地先まで
2110	松美ガ丘東南 線	新屋松美ガ丘東町1456番1地先から 新屋松美ガ丘南町884番1地先まで
1022	中通本線	中通二丁目17番地先から 中通三丁目298番地先まで
2146	大堰反線	中通七丁目27番6地先から 中通七丁目6番地先まで
1061	川尻広面線	広面字宮田10番4地先から 南通築地1番5地先まで
20211	南通築地みそ の町1号線	南通築地1番5地先から 南通築地55番12地先まで
2145	蓮沼手形山線	広面字蓮沼85番1地先から 広面字蓮沼44番2地先まで
70458	上北手荒巻1 号線	上北手荒巻字堺切26番1地先から 上北手百崎二タ子沢81番5地先まで
2170	古野荒巻線	上北手百崎二タ子沢81番5地先から 上北手猿田字苗代沢207番3地先ま で
110327	雄和東線 (出羽グリー ンロード)	雄和平尾鳥字金井田地内から 雄和平尾鳥字森ノ前82番1地先まで
1083	金足添川線	外旭川字小谷地130番1地先から 外旭川字中谷地11番1地先まで
1006	臨海新川向線	寺内蛭根一丁目391番6地先から 寺内蛭根一丁目381番4地先まで
2171	新屋浜田線	新屋扇町95番11地先から 新屋扇町1番9地先まで
2182	新屋扇町渋谷 町線	新屋扇町1番9地先から 新屋鳥木町1番68地先まで
1077	新都市大通線	御所野元町一丁目1番1地先から 御所野地蔵田三丁目1番5地先まで
30407	千秋明徳町1 号線	千秋明徳町4番4地先から 千秋明徳町2番52地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、2年間を原則として、仮設の電柱の設置を認めることとする。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路等の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

4 占用の制限の開始の期日

令和3年1月22日

5 縦覧期間

令和3年1月8日から同月22日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第6号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和3年1月8日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する 障害分野
小玉弘之	医療法人正和会 五十嵐記念病院	整形外科	肢体不自由
嘉島相輝	秋田大学医学部 附属病院	泌尿器科	じん臓機能障 害 ぼうこう又は 直腸機能障害

秋田市告示第7号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和3年1月12日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名 および診療科名	辞退する 障害分野	辞退年月日 および 辞退理由
中瀬泰然	秋田大学医学部 附属病院 神経内科	平衡機能 障害 音声・言 語機能障 害 肢体不自 由	令和3年1月 1日 県外勤務のた め

秋田市告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和3年1月13日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の名称	所在 地	開設者 名	廢止 年月日
7	ひろおも て調剤薬 局	秋田市広面字 谷地沖27番地 3	エスズファーマ シー株式会社 代表取締役 佐藤正	令和3年 1月31日

秋田市告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第

4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更、休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年1月15日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在 地	指 定 年月日
羽州人ヒーリングカンパニー	秋田市中通二丁目2番32号 山二ビル7階チャレンジオフィスあきた内A7	令和2年 12月1日
ホームケア土屋秋田	秋田市寺内字イサノ101番地 アルファーコート1C号室	令和3年 1月1日
デイサービスセンターのぞみ翔裕館	秋田市上北手荒巻字堺切48番地	令和3年 1月1日
ケアホテルのぞみ翔裕館	秋田市上北手荒巻字堺切48番地	令和3年 1月1日
グループホームやばせ翔裕館	秋田市八橋本町三丁目14番18号	令和3年 1月1日

2 変更

事業所名称	所在 地	変 更 年月日
キングタクシーフロント	秋田市八橋新川向16番23号	令和2年
訪問介護事業所	秋田市山王三丁目1番17号 2階	10月19日

3 休止

事業所名称	所在 地	休 止 年月日
きょうせいリハ	秋田市仁井田栄町8番26号	令和2年 12月31日
やまゆり居宅介護支援事業所	秋田市飯島川端一丁目2番5号	令和3年 1月1日

4 廃止

事業所名称	所在 地	廢 止 年月日
あっぷる調剤薬局	秋田市泉中央二丁目16番14号	令和2年 12月12日
デイサービス福祉	秋田市飯島字長山下18番地	令和2年 12月31日
デイサービスセンターのぞみ翔裕館	秋田市上北手荒巻字堺切48番地	令和2年 12月31日
ケアホテルのぞみ翔裕館	秋田市上北手荒巻字堺切48番地	令和2年 12月31日
グループホームやばせ翔裕館	秋田市八橋本町三丁目14番18号	令和2年 12月31日
登花在宅介護事業所	秋田市外旭川字山崎294番地5	令和3年 1月31日

秋田市告示第10号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条および第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年1月15日

秋田市長 穂 積 志

1 変更

事業所名称	所在 地	変 更 年月日
旧 もみの木デンタルクリニック		
新 そらいろデンタルクリニック	秋田市飯島字堀川10番地	令和2年 12月16日

2 廃止

事業所名称	所在 地	廢 止 年月日
あっぷる調剤薬局	秋田市泉中央二丁目16番14号	令和2年 12月12日

秋田市告示第11号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年1月15日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり

2 送達する書類

平成30年度、令和元年度および令和2年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第12号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、胸部検診に係る検診料の徴収および収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年1月15日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目8番2号

一般社団法人秋田市シルバー人材センター

理事長 野口 良孝

2 委託の期間

令和3年1月13日から同年3月31日まで

秋田市告示第13号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかで

ないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年1月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和3年1月19日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
社会福祉法人はまなす会	小規模多機能ホーム日吉坂	秋田市新屋比内町7番4号	令和3年1月17日	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第15号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり廃止したので、同法第85条の規定により告示する。

令和3年1月20日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
有限会社せきれい	居宅介護支援事業所自由が丘	秋田市下新城中野字街道端西321番地	令和3年1月14日	居宅介護支援

秋田市告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和3年1月28日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：訪問看護

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
9	ホームホスピス秋田訪問看護ステーション	秋田市広面字近藤堰越11番地1セジュールアン105号	特定非営利活動法人ホームホスピス秋田理事長秋山正子	令和3年2月1日

秋田市告示第18号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により公示する。

その関係図面は、秋田市建設部道路建設課において一般の縦覧に供する。

令和3年1月29日

秋田市長 穂 積 志

1 指定区間

道路の種別	路線名	指定区間	総延長(m)
市道	川尻総社通り線	自：秋田市川元松丘町112番地先至：秋田市川元開和町206番1地先	800

2 縦覧期間

令和3年1月29日から同年2月19日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

教委告示**秋田市教委告示第1号**

令和3年1月28日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和3年1月25日

秋田市教育委員会
教育長 佐藤孝哉**選管告示****秋市選管告示第1号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により設けた投票区の区域の一部を次のとおり変更したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第9条の2の規定により告示する。

令和3年1月18日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古谷薰

投票区	区域
秋田市第3投票区 (秋田県立秋田北高等学校)	保戸野桜町を除く。

秋田市第89投票区 (ウェルビューアイズミ)	保戸野桜町を加える。
---------------------------	------------

農委告示

秋田市農委告示第1号

令和3年1月19日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和3年1月12日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画（令和2年度第10号）に関する件
- 4 令和3年度秋田市農作業標準受託料の設定に関する件

消防本部告示

秋田市消防本部告示第1号

秋田市火災予防規則（昭和48年秋田市規則第16号）第5条に規定する申請および届出の様式の一部を改正したので、次のとおり告示する。

令和3年1月13日

秋田市消防長 工 藤 琢 磨

- 1 改正した様式
別添（省略）のとおり
- 2 改正年月日
令和3年1月13日

公告

秋田市公告

国土交通省東北地方整備局長より、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による秋田都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画事業の種類および名称
秋田都市計画道路事業 3・4・14号 川尻広面線
- 2 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和3年1月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和3年1月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名（内容については仕様書（省略）参照）
秋田市太平山自然学習センター無線機賃貸借
 - (2) 設置場所
秋田市太平山自然学習センター
(秋田市仁別字マンタラメ227番地1)
 - (3) 賃貸借契約期間
令和3年3月1日から令和8年2月28日までとする。
 - (4) 入札参加要件
 - ア 秋田市内に本社、支店又は営業所を有している者であること。
 - イ 過去2年間に市、県、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
 - ウ 市税に滞納がある者ではないこと。
 - エ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。
 - オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
 - カ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。
- 2 入札に関する事項
 - (1) 日時
令和3年1月26日（火）午前10時
 - (2) 場所
秋田市太平山自然学習センター 図書スペース
(秋田市仁別字マンタラメ227番地1)
 - (3) 入札保証金および契約保証金
免除
 - (4) 契約日
落札が決定した日から令和3年3月1日（月）まで
 - (5) 注意事項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 長期継続契約の案件については、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に当該契約が解除になることを了承の上、参加すること。

なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。

ウ 長期継続契約の案件については、入札書の入札金額に履行期間の総額を記入すること。
 エ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

オ 開札の結果、落札者がないときは再度の入札を2回に限り行う。

なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。

カ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。

なお、くじ引きは辞退できないものとする。

キ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。

なお、入札書には代理人の印を押印すること。

ク 契約内容に別記（省略）「個人情報取扱特記事項」があることを了承の上、参加すること。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 受付期間

令和3年1月7日（木）から同月14日（木）までとする。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時までとする。ただし、令和3年1月12日（火）は、休館日のため受付できない。

(3) 受付場所

秋田市太平山自然学習センター 事務室

(4) 提出書類

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 業務実績調査（様式2（省略））

ウ 営業経歴書（様式3（省略））

エ 誓約・同意書（様式4（省略））

オ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）

（ア）秋田市に納めた法人市民税

（イ）秋田市に納めた固定資産税

カ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方法務局で発行）

(5) その他

ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受付ける。

イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

（1）入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。

（2）資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

（3）上記（1）および（2）の通知については、令和3年1月21日（木）までに電子メール等により送付する。

5 その他

（1）申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

（2）提出された申込書等は、返却しない。

（3）申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

（4）仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和3年1月8日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

	所在地	地目	面積	最低入札価格
1	秋田市御野場六丁目1番11	雑種地	312.91m ²	6,900,000円
2	秋田市河辺和田字上中野401番5	宅地	1,749.52m ²	20,820,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

（1）契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者

（3）次のいずれかに該当する者でその事案があった後2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者

ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

3 入札の場所および日時

（1）場所

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所5階 第3委員会室

（2）入札

令和3年2月10日（水）午前10時

（入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで）

（3）開札

入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課

5 入札保証金

（1）現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

（2）入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。

（3）落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項	(1) 郵便による入札は認めないものとする。 (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。
7 売買契約の締結	落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。
8 契約保証金	(1) 契約者は、契約締結後直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。 (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。
9 売払代金	契約者は、契約締結後30日以内に、売払代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。
10 売払物件の説明日時および場所	(1) 秋田市御野場六丁目1番11 ア 日時 令和3年1月27日（水）午前9時30分から イ 集合場所 現地 (2) 秋田市河辺和田字上中野401番5 ア 日時 令和3年1月27日（水）午前11時から イ 集合場所 現地

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和3年1月18日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧場所	秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課
2 縦覧時間	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

秋田市公告

次のとおり業務委託に係る公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和3年1月20日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項	(1) 業務委託名（業務内容については仕様書（省略）参照） ア 秋田市太平山自然学習センター施設管理（警備）業務委託 イ 秋田市太平山自然学習センター設備保守点検業務委託 (2) 履行場所 秋田市太平山自然学習センター
------------	---

(3) 履行期間	（秋田市仁別字マンタラメ227番地1） ア 秋田市太平山自然学習センター施設管理（警備）業務委託については、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。 イ 秋田市太平山自然学習センター設備保守点検業務委託については、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。
(4) 入札参加要件	ア 秋田市太平山自然学習センター施設管理（警備）業務委託 (ア) 秋田市内に本社、支店又は営業所を有している者であること。 (イ) 警備業法（昭和47年法律第117号）第3条各項に掲げるいすれにも該当せず、都道府県公安委員会から警備業の認定を受けていること。 (ウ) 過去2年間に市、県、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。 (エ) 市税に滞納がある者ではないこと。 (オ) 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。 (カ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。 (キ) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。 イ 秋田市太平山自然学習センター設備保守点検業務委託 (ア) 秋田市内に本社、支店又は営業所を有している者であること。 (イ) 過去2年間に市、県、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。 (ウ) 市税に滞納がある者ではないこと。 (エ) 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。 (カ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。 (キ) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。
2 入札に関する事項	2 入札に関する事項 (1) 日時 令和3年2月19日（金）午前10時 (2) 場所 秋田市太平山自然学習センター 図書スペース （秋田市仁別字マンタラメ227番地1） (3) 入札保証金および契約保証金 免除 (4) 契約日 落札が決定した日から令和3年2月25日（木）まで (5) 注意事項 ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加

すること。

イ 長期継続契約の案件については、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に当該契約が解除になることを了承の上、参加すること。

なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。

ウ 長期継続契約の案件については、入札書の入札金額に履行期間の総額を記入すること。

エ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

オ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札者としないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

カ 開札の結果、落札者がないときは再度の入札を2回限り行う。

なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。

キ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。

なお、くじ引きは辞退できないものとする。

ク 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。

なお、入札書には代理人の印を押印すること。

ケ 契約内容に別記「個人情報取扱特記事項」があることを了承の上、参加すること。

コ 秋田市公契約基本条例（平成25年秋田市条例第12号）の規定に伴い、予定価格が300万円以上の場合、契約締結時において労働環境報告書の提出を求め、契約期間終了時において報告事項の履行状況の確認を行うものとする。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 受付期間

令和3年1月21日（木）から同年2月5日（金）までとする。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時までとする。ただし、令和3年1月25日（月）は、休館日のため受付できない。

(3) 受付場所

秋田市太平山自然学習センター 事務室

(4) 提出書類

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 業務実績調査書（様式2（省略））

ウ 営業経歴書（様式3（省略））

エ 誓約・同意書（様式4（省略））

オ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）

（ア）秋田市に納めた法人市民税

（イ）秋田市に納めた固定資産税

カ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方法務局で

発行）

(5) その他

ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。

イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。

(2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

(3) 上記(1)および(2)の通知については、令和3年2月15日（月）までに電子メール等により送付する。

5 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

(4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先
秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和2年度第10号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する定期の予防接種について、予防接種を行う医師に変更があったため、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月26日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類

別表1（省略）のとおり

2 予防接種を行う承諾を撤回した医師の氏名、予防接種を行っていた主たる場所および撤回した予防接種の種類

別表2（省略）のとおり

秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年1月29日

秋田市長 穂 積 志

I 令和元年度決算の状況

1 歳入・歳出の決算状況

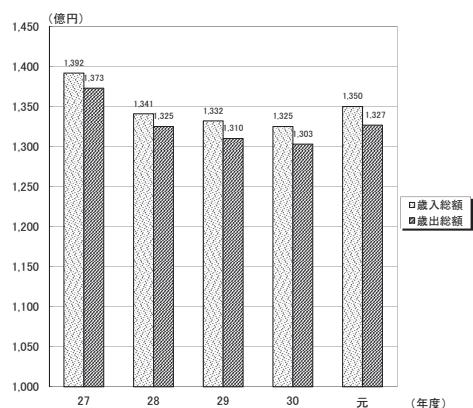
(1) 一般会計

(① 決算収支の状況)

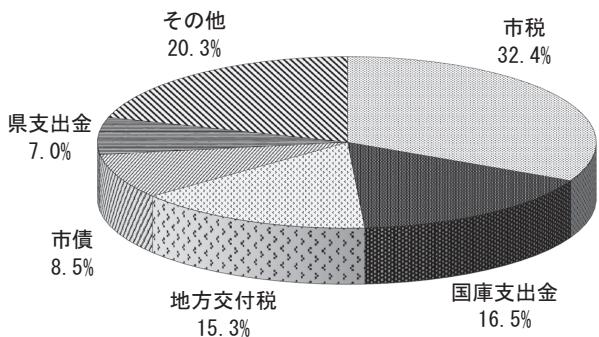
(単位:千円)

区分	令和元年度(A)	平成30年度(B)	比較増減(A)-(B)
歳 入 総 額	134,988,085	132,465,718	2,522,367
歳 出 総 額	132,669,048	130,248,109	2,420,939
歳 入 歳 出 差 引	2,319,037	2,217,609	101,428
実 質 収 支	1,271,203	1,432,035	△ 160,832
单 年 度 収 支	△ 160,832	△ 73,674	△ 87,158
実 質 单 年 度 収 支	△ 420,695	△ 721,118	300,423

(② 決算収支の推移)



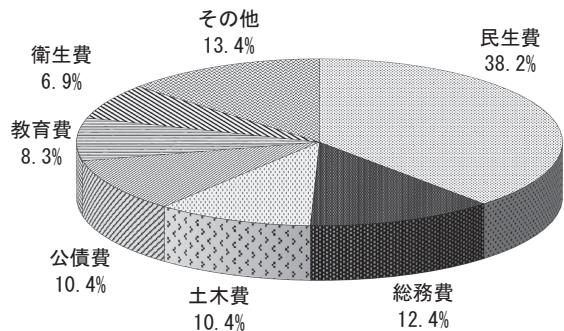
(③ 歳入の決算状況)



(単位:千円、%)

区分	令和元年度		平成30年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
市 稅	43,705,007	32.4	43,736,251	33.0	△ 31,244	△ 0.1
地 方 譲 与 税	1,010,122	0.8	974,086	0.7	36,036	3.7
利 子 割 交 付 金	33,368	0.0	69,197	0.1	△ 35,829	△ 51.8
配 当 割 交 付 金	87,100	0.1	73,790	0.1	13,310	18.0
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	52,684	0.0	66,246	0.1	△ 13,562	△ 20.5
地 方 消 費 税 交 付 金	5,987,168	4.4	6,391,758	4.8	△ 404,590	△ 6.3
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	57,172	0.0	57,480	0.0	△ 308	△ 0.5
自 動 車 取 得 税 交 付 金	120,190	0.1	180,416	0.1	△ 60,226	△ 33.4
環 境 性 能 割 交 付 金	16,326	0.0	—	—	16,326	皆増
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 付 金	3,739	0.0	4,154	0.0	△ 415	△ 10.0
地 方 特 例 交 付 金	568,926	0.4	240,346	0.2	328,580	136.7
地 方 交 付 税	20,581,659	15.3	19,832,757	15.0	748,902	3.8
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	59,158	0.0	62,571	0.0	△ 3,413	△ 5.5
分 担 金 及 び 負 担 金	908,603	0.7	1,190,464	0.9	△ 281,861	△ 23.7
使 用 料 及 び 手 数 料	2,320,574	1.7	2,341,370	1.8	△ 20,796	△ 0.9
国 庫 支 出 金	22,321,315	16.5	21,021,738	15.9	1,299,577	6.2
県 支 出 金	9,382,809	7.0	9,199,186	6.9	183,623	2.0
財 産 収 入	400,993	0.3	398,236	0.3	2,757	0.7
寄 附 金	214,665	0.2	161,503	0.1	53,162	32.9
繰 入 金	5,043,893	3.7	4,450,041	3.4	593,852	13.3
繰 越 金	2,217,609	1.6	2,235,223	1.7	△ 17,614	△ 0.8
諸 収 入	8,507,405	6.3	8,810,505	6.6	△ 303,100	△ 3.4
市 債	11,387,600	8.5	10,968,400	8.3	419,200	3.8
合 計	134,988,085	100.0	132,465,718	100.0	2,522,367	1.9

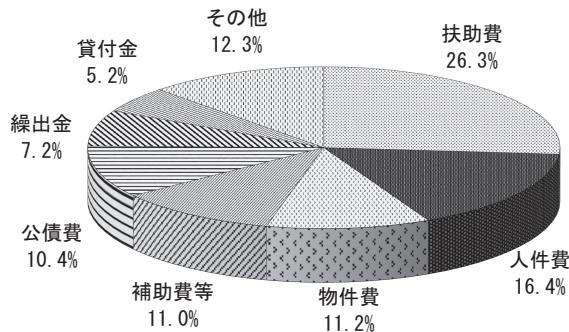
④ 歳出目的別の決算状況



(単位：千円、%)

区分	令和元年度		平成30年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
議会費	684,006	0.5	722,313	0.6	△ 38,307	△ 5.3
総務費	16,494,881	12.4	16,325,899	12.5	168,982	1.0
民生費	50,655,227	38.2	48,870,123	37.5	1,785,104	3.7
衛生費	9,111,868	6.9	8,935,889	6.9	175,979	2.0
労働費	601,758	0.4	528,976	0.4	72,782	13.8
農林水産業費	2,755,810	2.1	2,628,566	2.0	127,244	4.8
商工費	8,984,356	6.8	8,589,784	6.6	394,572	4.6
土木費	13,795,557	10.4	13,974,155	10.7	△ 178,598	△ 1.3
消防費	4,073,688	3.1	3,869,185	3.0	204,503	5.3
教育費	11,005,496	8.3	10,929,455	8.4	76,041	0.7
災害復旧費	693,040	0.5	1,131,220	0.9	△ 438,180	△ 38.7
公債費	13,813,361	10.4	13,742,544	10.5	70,817	0.5
諸支出金	—	—	—	—	0	—
予備費	—	—	—	—	0	—
合計	132,669,048	100.0	130,248,109	100.0	2,420,939	1.9

⑤ 歳出性質別の決算状況



(単位：千円、%)

区分	令和元年度		平成30年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比		
人件費	21,727,839	16.4	21,450,225	16.5	277,614	1.3
物件費	14,891,487	11.2	14,228,913	10.9	662,574	4.7
維持補修費	1,250,803	0.9	1,414,050	1.1	△ 163,247	△ 11.5
扶助費	34,929,507	26.3	33,622,728	25.8	1,306,779	3.9
補助費等	14,573,608	11.0	14,578,022	11.2	△ 4,414	0.0
消費的経費計	87,373,244	65.8	85,293,938	65.5	2,079,306	2.4
補助事業費	5,946,725	4.5	6,058,829	4.6	△ 112,104	△ 1.9
単独事業費	5,067,311	3.8	4,207,869	3.2	859,442	20.4
県営事業負担金	382,764	0.3	225,255	0.2	157,509	69.9
受託事業費	—	—	—	—	0	—

災 害 復 旧 事 業	693,040	0.5	1,131,220	0.9	△ 438,180	△ 38.7
投 資 的 経 費 計	12,089,840	9.1	11,623,173	8.9	466,667	4.0
公 債 費	13,813,361	10.4	13,742,544	10.6	70,817	0.5
積 立 金	1,865,464	1.4	2,128,232	1.6	△ 262,768	△ 12.3
投 資 及 び 出 資 金	1,130,215	0.9	1,099,733	0.8	30,482	2.8
貸 付 金	6,853,275	5.2	6,897,278	5.3	△ 44,003	△ 0.6
繰 出 金	9,543,649	7.2	9,463,211	7.3	80,438	0.9
予 備 費	—	—	—	—	0	—
合 計	132,669,048	100.0	130,248,109	100.0	2,420,939	1.9

(2) 特別会計

(単位:千円)

会 計	歳入決算額 (A)	歳出決算額 (B)	歳入歳出 差 引 額 (C)=(A)-(B)	翌年度への 繰越財源 (D)	実質収支額 (E)=(C)-(D)	前 年 度 実質収支 (F)	单年度 収 支 (E)-(F)
土 地 区 画 整 理 会 計	2,615,567	2,208,293	407,274	—	407,274	228,369	178,905
市 有 林 会 計	220,153	210,153	10,000	—	10,000	16,925	△ 6,925
市 営 墓 地 会 計	108,754	96,034	12,720	—	12,720	12,743	△ 23
中 央 卸 壳 市 場 会 計	61,967	60,967	1,000	—	1,000	1,026	△ 26
公 設 地 方 卸 壳 市 場 会 計	427,412	425,412	2,000	—	2,000	2,000	0
大 森 山 動 物 園 会 計	544,339	519,469	24,870	3,869	21,001	1	21,000
廃 畜 物 発 電 会 計	431,484	431,483	1	—	1	1	0
病 院 事 業 債 管 理 会 計	1,618,600	1,618,600	0	—	0	0	0
学 校 給 食 費 会 計	1,150,075	1,149,558	517	—	517	552	△ 35
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	30,805,917	30,713,644	92,273	—	92,273	447,311	△ 355,038
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	63,312	43,095	20,217	—	20,217	24,141	△ 3,924
介 護 保 険 事 業 会 計	30,960,503	30,380,866	579,637	—	579,637	695,429	△ 115,792
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	3,586,676	3,544,277	42,399	—	42,399	35,912	6,487
合 計	72,594,759	71,401,851	1,192,908	3,869	1,189,039	1,464,410	△ 275,371

2 住民負担の状況

令和元年度決算における住民負担の状況

(単位:円、%)

区 分	令和元年度(A)		平成30年度(B)		比較増減 (A)-(B)
	一人当たり 負 担 額	構成比	一人当たり 負 担 額	構成比	
市 税	142,703	93.1	141,925	92.5	778
市 民 税	64,716	42.2	64,664	42.2	52
個 人	50,357	32.8	50,096	32.7	261
法 人	14,359	9.4	14,568	9.5	△ 209
固 定 資 産 税	63,805	41.7	63,302	41.2	503
固 定 資 産 税	63,103	41.2	62,599	40.8	504
国 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	702	0.5	703	0.4	△ 1
輕 自 動 車 税	2,463	1.6	2,326	1.5	137
市 た ば こ 税	6,650	4.3	6,595	4.3	55
鉱 產 税	24	0.0	24	0.0	0
入 湯 税	107	0.1	107	0.1	0
事 業 所 税	4,938	3.2	4,907	3.2	31
分 担 金 及 び 負 担 金	2,967	1.9	3,863	2.5	△ 896
使 用 料 及 び 手 数 料	7,577	5.0	7,598	5.0	△ 21
合 計	153,247	100.0	153,386	100.0	△ 139

※一人当たり負担額は、各年度末の住民基本台帳人口から算出した。
(令和2年3月31日現在 306,265人、平成31年3月31日現在 308,163人)

3 財産の状況

土地及び建物

(単位：m²)(単位：m³)

区分	土地			建物		
	30年度末現在高	元年度中増減高	元年度末現在高	30年度末現在高	元年度中増減高	元年度末現在高
行政財産	10,743,675.42	△ 21,803.38	10,721,872.04	1,077,704.93	6,075.74	1,083,780.67
普通財産	32,170,661.39	△ 7,177.74	32,163,483.65	28,766.42	△ 7,192.77	21,573.65
合計	42,914,336.81	△ 28,981.12	42,885,355.69	1,106,471.35	△ 1,117.03	1,105,354.32

山林

(単位：m²)(単位：m³)

土地の権利区分	面積			立木の推定蓄積量		
	30年度末現在高	元年度中増減高	元年度末現在高	30年度末現在高	元年度中増減高	元年度末現在高
所有	10,173,721.88	36.00	10,173,757.88	664,239.00	25,529.00	689,768.00
分取	7,001,850.00	—	7,001,850.00	34,209.00	701.00	34,910.00
合計	17,175,571.88	36.00	17,175,607.88	698,448.00	26,230.00	724,678.00

物権

(単位：m²)

区分	30年度末現在高	元年度中増減高	元年度末現在高
地上権	79,975.28	—	79,975.28

無体財産権

(単位：件)

区分	30年度末現在高	元年度中増減高	元年度末現在高
商標権	23	1	24

有価証券

(単位：千円)

区分	30年度末現在高	元年度中増減高	元年度末現在高
株券	394,574	—	394,574

出資による権利

(単位：千円)

区分	30年度末現在高	元年度中増減高	元年度末現在高
出資証券	8,318,168	50,010	8,368,178
出捐金証書	1,363,378	△ 280,607	1,082,771

4 地方債現在高の状況

(単位：千円)

会計	29年度末現在高	30年度末現在高	元年 度 中 増 減 額		元年度末現在高
			市債借入額	元金償還額	
一般会計	138,224,299	136,324,696	11,387,600	13,073,756	134,638,540
市有林会計	1,486,800	1,425,173	—	72,034	1,353,139
中央卸売市場会計	39,600	37,837	—	1,784	36,053
公設地方卸売市場会計	619,916	576,605	27,300	70,746	533,159
大森山動物園会計	172,328	144,487	14,300	46,471	112,316
病院事業債管理会計	2,479,792	1,988,307	994,200	610,714	2,371,793
合計	143,022,735	140,497,105	12,423,400	13,875,505	139,045,000

5 公営企業の決算状況

令和元年度秋田市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予算額				決算額	予算額に比 べ決算額の 増減	備考
	当初 予算額	補正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合計			
第1款 水道事業収益	円 7,717,340,000	円 △ 91,414,000	円 —	円 7,625,926,000	円 7,661,346,220	円 35,420,220	

第1項 営業収益	7,032,502,000	△ 56,383,000	-	6,976,119,000	7,002,263,487	26,144,487	(うち、消費税及び地方消費税相当分 551,544,099円)
第2項 営業外収益	684,836,000	△ 35,031,000	-	649,805,000	659,082,733	9,277,733	(" 2,690,170円)
第3項 特別利益	2,000	-	-	2,000	-	△ 2,000	

支出

区分	予 算 額							決算額	地公法第26条による繰越額	當業法第26条による繰越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小計	合計					
第1款 水道事業費用	7,170, 円 721,000	△ 255, 円 268,000	円 -	円 -	円 -	6,915, 円 453,000	16, 円 649,000	6,932, 円 102,000	6,639, 円 456,041	円 -	292, 円 645,959	
第1項 営業費用	6,670, 915,000	△ 274, 729,000	-	-	-	6,396, 186,000	16, 649,000	6,412, 835,000	6,154, 075,722	-	258, 759,278	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 215,845,388円)
第2項 営業外費用	494, 906,000	14,829,000	-	-	-	509, 735,000	-	509, 735,000	480,587,866	-	29,147,134	
第3項 特別損失	3,100,000	4,632,000	-	-	-	7,732,000	-	7,732,000	4,792,453	-	2,939,547	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 4,064円)
第4項 予備費	1,800,000	-	-	-	-	1,800,000	-	1,800,000	-	-	1,800,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区分	予 算 額						決算額	予算額に比 べ決算額の 増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に による繰越額に係 る財源充当額	継続費過 次繰越額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 1,500,313,000	△ 59,088,000	円 1,441,225,000	円 119,839,000	-	円 1,561,064,000	円 1,478,048,080	円 △ 83,015,920	
第1項 企業債	1,016,900,000	△ 61,300,000	955,600,000	70,100,000	-	1,025,700,000	971,000,000	△ 54,700,000	翌年度繰越額 31,100,000円
第2項 出資金	94,576,000	-	94,576,000	25,400,000	-	119,976,000	117,346,000	△ 2,630,000	
第3項 補助金	91,900,000	△ 6,900,000	85,000,000	14,000,000	-	99,000,000	99,720,000	720,000	
第4項 固定資産売却代金	1,000	59,000	60,000	-	-	60,000	60,480	480	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 4,480円)
第5項 負担金及び寄附金	296,936,000	9,053,000	305,989,000	10,339,000	-	316,328,000	289,921,600	△ 26,406,400	(" 16,900,600円) 翌年度 繰越額 11,985,000円

支 出

区分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額		不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継 続 費 過 次 繰 越 額	合 計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継 続 費 過 次 繰 越 額	合 計	
第1款 資本的支出	4,518, 円 315,000	△ 277, 円 834,000	円 -	4,240, 円 481,000	173, 円 424,000	円 -	4,413, 円 905,000	4,092, 円 110,535	78, 円 062,000	円 -	78, 円 062,000	243, 円 732,465
第1項 建設改良費	3,075, 043,000	△ 288, 434,000	-	2,786, 609,000	173, 424,000	-	2,960, 033,000	2,638, 286,313	78, 062,000	-	78, 062,000	243, 684,687

第2項 企業債 償還金	1,443, 272,000	-	-	1,443, 272,000	-	-	1,443, 272,000	1,443, 269,831	-	-	-	2,169	
第3項 国庫補助金 返還金	-	10,600,000	-	10, 600,000	-	-	10, 600,000	10, 554,391	-	-	-	45,609	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,614,062,455円は、当年度分消費税及び地方消費税資本の収支調整額197,041,165円、減債積立金458,463,321円及び過年度分損益勘定留保資金1,958,557,969円で補てんした。

令和元年度秋田市水道事業報告書

1 概況

(1) 総括事項

(イ) 給水状況

年度末における給水世帯数は135,874世帯、給水人口は302,165人で、前年度に比較しそれぞれ579世帯の増加、1,912人の減少となっております。また、普及率は前年度と同率の99.4%、年間総配水量は35,329,597m³、一日最大配水量は107,954m³（元年8月6日）、施設能力に対する最大稼働率は54.8%となっております。

年間有収水量は32,216,556m³、有収率は91.2%となり前年度と比較し0.8ポイント減少しております。

(ロ) 工事状況

配水管整備事業は、2,120,340千円の事業費をもって、仁井田および飯島地区ほか総延長24,664.8mの配水管布設、布設替工事および配水幹線整備を実施しております。

また、施設改良事業では487,619千円の事業費をもって、仁井田浄水場中央監視装置C系増設等工事を施工して

おります。

(ハ) 財政状況

収入では、経営の根幹をなす給水収益が、前年度と比較して0.9%の減となったことなどにより、前年度比0.3%減の7,107,112千円となっております。

支出では、総係費の増などにより、前年度比1.3%増の6,289,587千円となっております。

この結果、817,525千円の純利益が生じ、全額を利益剰余金に計上しております。

今後も、人口減少や節水機器の普及などにより料金収入が減少していく一方、施設の老朽化への対応や管路の耐震化等にかかる費用の増加が見込まれます。また、主力浄水場である仁井田浄水場の更新事業は、これから本格化してきます。このような厳しさを増す経営状況の中、本市水道事業では、低廉で安全な水を安定的に供給していくため、限られた財源を経済的かつ効果的に活用し、適時適切な事業運営に努めてまいります。

(2) 議会議決事項

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日
第113号	秋田市水道事業給水条例の一部を改正する件	令和年月日 元. 6. 6	令和年月日 元. 6. 28
第134号	秋田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する件	元. 9. 2	元. 9. 26
第135号	秋田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例等の一部を改正する件	元. 9. 2	元. 9. 26
第136号	秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件	元. 9. 2	元. 9. 26
第138号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	元. 9. 2	元. 9. 26
第139号	秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例を設定する件	元. 9. 2	元. 9. 26
第140号	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	元. 9. 2	元. 9. 26
第143号	秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する件	元. 9. 2	元. 9. 26
第150号	秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件	元. 9. 2	元. 9. 26
第158号	平成30年度秋田市水道事業会計決算認定の件	元. 9. 2	元. 9. 26
第193号	令和元年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）の件	元. 11. 26	元. 12. 18
第196号	秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	元. 12. 5	元. 12. 18
第197号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	元. 12. 5	元. 12. 18
第 15号	令和2年度秋田市水道事業会計予算の件	2. 2. 18	2. 3. 19
第 27号	令和元年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）の件	2. 2. 18	2. 3. 6
第 30号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	2. 2. 18	2. 3. 19

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申請先	件名	認可年月日
令和年月日 元. 9. 27	秋田県知事	令和元年度起債同意申請	令和年月日 同意 元. 10. 8

(4) 職員に関する事項

管 理 者	事 勿 職 員 主 事	技 術 職 員 技 師	計
1人	25人	95人	121人 (うち資本勘定支弁職員18人)

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項なし

2 工 事

(1) 建設工事の概況

(イ) 配水管布設 仁井田地区（仁井田本町四丁目線）ほか
2,364.3 m

(2) 改良工事の概況

(ア) 配水管布設替 飯島地区（飯島長野中町線）ほか
20,327.8 m
(ロ) 配水幹線整備 土崎地区（土崎環状線）ほか
1,972.7 m
(ハ) 仁井田浄水場中央監視装置C系増設等工事ほか
一式

(3) 保存工事の概況

(イ) 配・給水管漏水修理	462 件
(ロ) メーター取替数	16,122 件
(ハ) 計画漏水防止	649.7 km

3 業 務

(1) 業 務 量

給水世帯数	135,874 世帯
給水人口	302,165 人
年間総配水量	35,329,597 m³
一日最大配水量	107,954 m³
一日平均配水量	96,529 m³
有収水量	32,216,556 m³
有 収 率	91.2 %
送配水管総延長	1,975,060 m

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調 定 額	収 入 額	未 収 額	収入比率
	円	円	円	%
営業収益	6,450,719,388	5,796,873,014	653,846,374	89.9
	(7,002,263,487)	(6,287,895,092)	(714,368,395)	(89.8)
営業外収益	656,392,757	632,286,392	24,106,365	96.3
	(659,082,733)	(632,567,969)	(26,514,764)	(96.0)
合 計	7,107,112,145	6,429,159,406	677,952,739	90.5
	(7,661,346,220)	(6,920,463,061)	(740,883,159)	(90.3)

注 () 内数値は、消費税及び地方消費税を含む。

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額	特 別 損 失
	円	4,788,389
営業費用	5,938,230,334	(4,792,453)
	(6,154,075,722)	
営業外費用	346,567,923	6,289,586,646
	(480,587,866)	(6,639,456,041)
合 計		

注 () 内数値は、消費税及び地方消費税を含む。

(4) その他主要な事項

該当事項なし

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
令和年月日 元. 6. 6	仁井田浄水場中央監視装置 C系増設等工事	200,076,800	秋田電機建設株式会社 代表取締役 熊谷榮信
元. 6. 11	外旭川八幡田線 配水管整備工事	27,072,100	株式会社カミオ 代表取締役 谷藤健二
元. 6. 21	仁井田浄水場2群ろ過池 表洗ポンプ・逆洗ポンプ改修工事	56,999,140	株式会社能登谷工務所 代表取締役 能登谷正人
元. 7. 2	豊岩石田坂線 配水管整備工事	43,299,300	株式会社岡部建設工業 代表取締役 岡部秋男
元. 7. 2	高陽青柳町線ほか 配水管整備工事	46,261,600	株式会社協設 代表取締役 吉田孝二

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
令和3年月日 元. 7. 9	下新城長岡線 配水管整備工事	円 49,292,100	株式会社佐藤設備工業 代表取締役 佐藤竜太
元. 7. 9	大住一丁目線 配水管整備工事	42,314,800	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡緑三郎
元. 7. 12	川尻新川町線(道路) 配水管移設工事	76,819,600	株式会社渡部工業 代表取締役 渡部俊二
元. 7. 16	泉三嶽根線ほか 配水管整備工事	39,557,100	株式会社渡部工業 代表取締役 渡部俊二
元. 7. 18	下北手柳館前田面線 配水管整備工事	69,631,100	株式会社足利工務店 代表取締役 足利健
元. 7. 18	新屋松美ガ丘北町線 配水管整備工事	50,799,100	株式会社渡部工業 代表取締役 渡部俊二
元. 7. 18	新屋線 配水管整備工事	88,070,400	株式会社岡精組 代表取締役 橋本充
元. 7. 18	将軍野桂町線ほか 配水管整備工事	63,970,500	株式会社三和施設 代表取締役 佐藤弘康
元. 7. 18	豊岩浄水場管理本館 屋上防水改修工事	53,919,800	株式会社住建トレーディング 代表取締役 工藤源聖
元. 7. 26	土崎環状線 配水管整備工事その13	97,310,400	清三屋施設工業株式会社 代表取締役 高橋洋平
元. 7. 26	千秋中通明田線 配水管整備工事その5	99,969,100	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡緑三郎
元. 8. 2	外旭川鳥谷場線 配水管整備工事	84,305,100	山二施設工業株式会社 代表取締役社長 阿部公雄
元. 8. 2	土崎環状線 配水管整備工事その12	118,490,900	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡緑三郎
元. 8. 6	雄和萱ヶ沢館ノ腰線 配水管整備工事	32,346,600	伊藤工業株式会社 代表取締役社長 伊藤満
元. 8. 6	上北手百崎境田線 配水管整備工事	23,600,500	高進設備株式会社 代表取締役 高橋清広
元. 8. 6	金足片田待入線(県建設) 配水管橋梁添架工事	23,560,900	イトウ管工有限会社 代表取締役 伊藤正博
元. 8. 9	飯島長野中町線ほか 配水管整備工事	87,000,100	株式会社カミオ 代表取締役 谷藤健二
元. 8. 9	外旭川八柳三丁目線ほか 配水管整備工事	57,707,100	日管設備工業株式会社 代表取締役 工藤明信
元. 8. 27	大町一丁目線 配水管整備工事	47,938,000	株式会社加賀屋組 代表取締役社長 加賀屋篤
元. 8. 27	飯島鼠田四丁目線 配水管整備工事	33,258,500	株式会社佐藤設備工業 代表取締役 佐藤竜太
元. 8. 30	将軍野東二丁目線 配水管整備工事	54,300,400	株式会社日東施設工業所 代表取締役 新泉博智
元. 8. 30	土崎港東二丁目線 配水管整備工事	52,806,600	北環興業株式会社 代表取締役社長 本多秀文
元. 9. 10	雄和兼用受水槽 給配水弁改修工事	20,078,300	コスモ工機株式会社秋田営業所 所長 佐々木友和
元. 9. 17	保戸野桜町線ほか 配水管整備工事	49,927,900	総合施設株式会社 代表取締役 鈴木英樹
元. 9. 24	仁井田本町四丁目線ほか 配水管整備工事	46,092,200	株式会社北勢工業 代表取締役 太田博之
元. 9. 24	千秋城下町線 配水管整備工事	24,945,800	株式会社渡部工業 代表取締役 渡部俊二
元. 10. 21	秋田南大橋豊岩 送水添架管重防食工事	20,680,000	北日本防食株式会社 代表取締役 山田真也

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
令和3年10月25日	浜田豊岩連絡管 配水管整備工事	円 52,349,000	株式会社渡部工業 代表取締役 渡部俊二
元 10. 31	豊岩浄水場排水処理および 配水場電気・計装設備改修工事	25,850,000	日本電機興業株式会社 代表取締役 進藤正己
元 11. 5	計装設備更新工事	26,904,900	三光テクノ株式会社 代表取締役 赤坂栄紀
2. 2. 4	旭北栄町線 配水管整備工事	20,680,000	株式会社加賀屋組 代表取締役社長 加賀屋篤
2. 2. 4	御野場四丁目線 配水管整備工事	23,552,100	高進設備株式会社 代表取締役 高橋清広
2. 2. 14	土崎港相染町線 配水管整備工事	59,070,000	株式会社佐藤設備工業 代表取締役 佐藤竜太
2. 2. 20	旭川南町線ほか 配水管整備工事	34,804,000	日管設備工業株式会社 代表取締役 工藤明信
2. 2. 20	新屋松美ガ丘北町線 配水管整備工事	47,432,000	株式会社協設 代表取締役 吉田孝二
2. 2. 20	上北手大杉沢線ほか 配水管整備工事	23,485,000	株式会社三和施設 代表取締役 佐藤弘康
2. 2. 21	新屋大川町線ほか 配水管整備工事	52,360,000	株式会社日東施設工業所 代表取締役 新泉博智
2. 2. 21	八橋大沼町線 配水管整備工事	77,572,000	山二施設工業株式会社 代表取締役社長 阿部公雄
2. 2. 21	新屋豊町線 配水管整備工事	76,098,000	株式会社渡部工業 代表取締役 渡部俊二
2. 2. 21	山王中園町線 配水管整備工事	61,490,000	株式会社加賀屋組 代表取締役社長 加賀屋篤
2. 2. 21	卸町二丁目線ほか 配水管整備工事	69,300,000	山岡工業株式会社 代表取締役 山岡緑三郎
2. 2. 25	豊岩石田坂線 配水管整備工事	45,210,000	羽後設備株式会社 代表取締役社長 佐藤裕之
2. 2. 25	新屋松美町線ほか 配水管整備工事	47,421,000	株式会社カミオ 代表取締役 谷藤健二
2. 2. 25	河辺豊成線ほか(県農林) 配水管移設工事	22,891,000	株式会社足利工務店 代表取締役 足利健
2. 2. 25	泉中央二丁目線ほか 配水管整備工事	28,490,000	株式会社日景工業 代表取締役 日景英之

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 企業債未償還額 23,482,130,550円
 (ロ) 一時借入金現在高 0円

該当事項なし

5 附 带 事 項

該当事項なし

(3) その他会計経理に関する重要事項

令和元年度秋田市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

取 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 下 水 道 事 業 収 益	円 10,939,138,000	円 △ 160,055,000	円 -	円 10,779,083,000	円 10,802,320,909	円 23,237,909	
第1項 営 業 収 益	7,612,848,000	△ 151,083,000	-	7,461,765,000	7,495,186,040	33,421,040	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 429,704,260円)

第2項 営業外収益	3,326,288,000	△ 17,249,000	-	3,309,039,000	3,294,022,265	△ 15,016,735	(" 100,948円)
第3項 特別利益	2,000	8,277,000	-	8,279,000	13,112,604	4,833,604	(" 400,252円)

支 出

区分	予 算 額							決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備 考	
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小計	合計					
第1款 下水道事業費用	9,952,921,000 円	△ 381,988,000 円	円 -	円 -	9,570,933,000 円	円 -	9,570,933,000 円	9,393,208,249 円	8,400,000 円	169,324,751 円		
第1項 営業費用	8,781,559,000	△ 248,897,000	-	△ 14,144,000	-	8,518,518,000	-	8,518,518,000	8,349,307,177	8,400,000	160,810,823	(うち、消費税及び地方消費税相当分 217,017,159円)
第2項 営業外費用	1,167,311,000	△ 137,860,000	-	14,144,000	-	1,043,595,000	-	1,043,595,000	1,043,593,097	-	1,903	
第3項 特別損失	1,501,000	4,769,000	-	-	-	6,270,000	-	6,270,000	307,975	-	5,962,025	(うち、消費税及び地方消費税相当分 4,822円)
第4項 予備費	2,550,000	-	-	-	-	2,550,000	-	2,550,000	-	-	2,550,000	

(2) 資本的収入及び支出

取 入

区分	予 算 額						決算額	予算額に比べ決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に係る財源充当額	合計			
第1款 資本的収入	5,495,090,000 円	△ 211,606,000	5,283,484,000	円 1,667,244,000	円 1,342,000,000	円 8,292,728,000	円 5,841,611,589	△ 2,451,116,411	
第1項 企業債	3,320,200,000	△ 107,000,000	3,213,200,000	1,215,500,000	658,000,000	5,086,700,000	3,577,000,000	△ 1,509,700,000	翌年度繰越額 1,413,500,000円
第2項 出資金	852,796,000	-	852,796,000	-	-	852,796,000	852,796,000	0	
第3項 補助金	1,246,000,000	△ 103,095,000	1,142,905,000	443,874,000	684,000,000	2,270,779,000	1,341,918,770	△ 928,860,230	翌年度繰越額 928,673,000円
第4項 負担金	76,093,000	△ 9,373,000	66,720,000	7,870,000	-	74,590,000	69,726,611	△ 4,863,389	" 12,730,000円
第5項 固定資産売却代金	1,000	7,862,000	7,863,000	-	-	7,863,000	170,208	△ 7,692,792	

支 出

区分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			備 考	
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合計		
第1款 資本的支出	9,809,927,000 円	△ 166,744,000	円 -	9,643,183,000	円 1,792,651,000	円 1,450,000,000	円 12,885,834,000	円 10,083,425,204	円 2,564,740,000	円 160,000,000	円 2,724,740,000	円 77,668,796	
第1項 建設改良費	4,313,423,000	△ 176,499,000	-	4,136,924,000	1,792,651,000	1,450,000,000	7,379,575,000	4,586,926,979	2,564,740,000	160,000,000	2,724,740,000	67,908,021	(うち、消費税及び地方消費税相当分 342,760,339円)
第2項 企業債償還金	5,496,504,000	6,000,000	-	5,502,504,000	-	-	5,502,504,000	5,496,498,225	-	-	-	6,005,775	

第3項 国庫補助金 返還金	-	3,755,000	-	3,755,000	-	-	3, 755,000	-	-	-	-	3, 755,000	
------------------	---	-----------	---	-----------	---	---	---------------	---	---	---	---	---------------	--

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,241,813,615円は、当年度分消費税及び地方消費税資本の收支調整額231,932,660円、減債積立金1,018,309,699円、過年度分損益勘定留保資金1,442,801,681円及び当年度分損益勘定留保資金1,548,769,575円で補てんした。

令和元年度秋田市下水道事業報告書

1 概況

(1) 総括事項

(イ) 普及状況

本市の下水道事業は、浸水防除、生活環境の改善および公共用水域の水質保全のため計画区域内の下水道整備を順次進めています。年度末における処理区域面積は、5,985haとなり、前年度と比較して27ha増加、処理区域内人口は287,422人で、前年度と比較して943人減少しております。この結果、下水道普及率は93.8%となっております。

また、年間総処理水量は、34,423,244m³となり、前年度と比較して4,551,166m³減少しております。このうち、年間有収水量は、27,959,606m³で、前年度と比較して50,869m³減少しております。

(ロ) 工事状況

管渠建設事業は、3,030,845千円の事業費をもって、浸水対策として泉、寺内地区で雨水管を整備したほか、市内各地域で污水管の面整備などを行い、総延長3,321.7mの管渠を布設しております。さらに山王、土崎地区などにおいて老朽管の改築など4,453.8mを実施しております。

ポンプ場建設事業は、374,866千円の事業費をもって、山王雨水排水ポンプ場の電気設備更新工事や旭橋返送ポンプ場の機械、電気設備更新工事を実施しております。

処理場建設事業は、352,693千円の事業費をもって、八

(2) 議会議決事項

議案番号	件	名	提出年月日	議決年月日
第134号	秋田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する件	令和年月日 元. 9. 2	令和年月日 元. 9. 26	
第135号	秋田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例等の一部を改正する件	元. 9. 2	元. 9. 26	
第136号	秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件	元. 9. 2	元. 9. 26	
第138号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	元. 9. 2	元. 9. 26	
第139号	秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例を設定する件	元. 9. 2	元. 9. 26	
第140号	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	元. 9. 2	元. 9. 26	
第150号	秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件	元. 9. 2	元. 9. 26	
第159号	平成30年度秋田市下水道事業会計決算認定の件	元. 9. 2	元. 9. 26	
第194号	令和元年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）の件	元. 11. 26	元. 12. 18	
第196号	秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	元. 12. 5	元. 12. 18	
第197号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	元. 12. 5	元. 12. 18	
第16号	令和2年度秋田市下水道事業会計予算の件	2. 2. 18	2. 3. 19	
第28号	令和元年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）の件	2. 2. 18	2. 3. 6	
第30号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	2. 2. 18	2. 3. 19	

橋下水道終末処理場の無停電電源設備更新工事や、令和2年度の完成に向け八橋下水道終末処理場中央監視制御設備工事などを実施しております。

特定環境保全公共下水道事業は、373,760千円の事業費をもって、太平地区に污水管3,490.1mを布設しております。

(ハ) 財政状況

収入では、経営の根幹をなす下水道使用料が、前年度と比較して0.4%の減となったほか、長期受取金戻入などの減により、前年度比0.8%減の10,372,116千円となっております。

支出では、支払利息などの減により、前年度比2.5%減の9,194,936千円となっております。

この結果、1,177,180千円の純利益が生じ、全額を利益剰余金に計上しております。

今後も、人口減少や節水機器の普及などにより使用料収入が減少していく一方、施設の老朽化への対応や管路の改築、更新等にかかる費用の増加が見込まれます。このような厳しさを増す経営状況の中、本市下水道事業では、維持管理業務の包括的民間委託導入による業務の効率化や、処理場統合による費用の縮減など、より一層の効果的な事業執行により、信頼される下水道サービスの提供に努めてまいります。

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申請先	件名	認可年月日
令和3年月日 元. 9. 27	秋田県知事	令和元年度起債同意申請	令和年月日 同意 元. 10. 8
元. 9. 27	秋田県知事	令和元年度起債同意申請	同意 元. 10. 8
2. 3. 10	秋田県知事	令和元年度起債同意申請	同意 2. 3. 19

(4) 職員に関する事項

事務職員 主事	技術職員 技師	計
19人	51人	70人 (うち資本勘定支弁職員26人)

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

(1) 金足浄化センターを廃止し、県の秋田臨海処理センターでの汚水処理に切替えた。

2 工 事

(1) 建設工事の概況

管渠建設事業

(イ) 管渠布設 泉、寺内、下新城地区ほか
3,321.7 m

特定環境保全公共下水道事業

(ロ) 管渠布設 太平地区 3,490.1 m

(2) 改良工事の概況

(イ) 管渠改築等 山王、土崎地区ほか

4,453.8 m

(ロ) 山王雨水排水ポンプ場電気設備更新工事

一式

(ハ) 旭橋返送ポンプ場機械、電気設備更新工事

一式

(ニ) 八橋下水道終末処理場無停電電源設備更新工事ほか

一式

(3) 保存工事の概況

(イ) 管渠修繕

455 件

3 業 務

(1) 業 務 量

	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	計
排水戸数	120,105戸	896戸	121,001戸
処理区域内人口	283,673人	3,749人	287,422人
年間総処理水量	34,112,570m ³	310,674m ³	34,423,244m ³
(うち汚水処理水量)	(30,317,430m ³)	(310,674m ³)	(30,628,104m ³)
一日平均処理水量	93,204m ³	849m ³	94,053m ³
有収水量	27,661,243m ³	298,363m ³	27,959,606m ³
有 収 率	91.2%	96.0%	91.3%
管渠布設総延長	1,533,658m	72,299m	1,605,957m

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調 定 額 円	収 入 額 円	未 収 額 円	収入比率 %
営業収益	7,065,481,780 (7,495,186,040)	6,567,421,770 (6,947,629,467)	498,060,010 (547,556,573)	93.0 (92.7)
営業外収益	3,293,921,504 (3,294,022,265)	3,293,892,606 (3,293,993,303)	28,898 (28,962)	99.9 (99.9)
特別利益	12,712,352 (13,112,604)	8,498,828 (8,562,069)	4,213,524 (4,550,535)	66.9 (65.3)
合 計	10,372,115,636 (10,802,320,909)	9,869,813,204 (10,250,184,839)	502,302,432 (552,136,070)	95.2 (94.9)

注 () 内数値は、消費税及び地方消費税を含む。

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額 円	営業外費用 (1,043,593,097)
営業費用	8,132,290,018 (8,349,307,177)	特別損失 (307,975)
		合 計 9,194,935,636

(9,393,208,249)

注 () 内数値は、消費税及び地方消費税を含む。

(4) その他主要な事項

該当事項なし

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
令和年月日 元. 6. 6	下水道長寿命化工事 保戸野八丁地内ほか	円 64,196,000	工藤建設株式会社 代表取締役 工 藤 堅 裕
元. 6. 6	下水道長寿命化工事 檜山古川新町地内ほか	65,423,600	株式会社英明工務店 代表取締役 加 藤 憲 成
元. 6. 18	公共下水道築造工事 濁川字堀尾田地内ほか	26,068,900	株式会社三勇建設 代表取締役 三 浦 稔
元. 6. 18	下水道管渠改良工事 土崎港相染町字中谷地地内	41,976,000	株式会社 U I コムテック 代表取締役 森 田 保 美
元. 7. 2	公共下水道築造工事 下浜長浜字荒郷屋地内	20,215,800	株式会社鈴兼工務店 代表取締役 鈴 木 満 彦
元. 7. 18	山王雨水排水ポンプ場電気設備更新工事 八橋南一丁目8番1号	229,900,000	三光・羽後電設特定建設工事共同企業体 三光テクノ株式会社 代表取締役 赤 坂 栄 紀
元. 7. 23	旭橋返送ポンプ場電気設備更新工事 川元小川町5番地地内	20,900,000	日本電機興業株式会社 代表取締役 進 藤 正 己
元. 7. 23	公共下水道築造工事 手形字西谷地地内ほか	26,433,000	株式会社三勇建設 代表取締役 三 浦 稔
元. 8. 9	下水道長寿命化工事 牛島東二丁目地内ほか	127,160,000	山岡工業株式会社 代表取締役 山 岡 緑三郎
元. 8. 27	公共下水道築造工事 横森一丁目地内ほか	24,399,100	豊島建設株式会社 代表取締役 豊 島 悅 雄
元. 8. 27	八橋下水道終末処理場汚水ポンプ改修工事 八橋本町六丁目12番15号	31,130,000	株式会社能登谷工務所 代表取締役 能登谷 正 人
元. 8. 27	八橋下水道終末処理場1系N o. 2 沈砂搔揚機改修工事 八橋本町六丁目12番15号	25,190,000	株式会社能登谷工務所 代表取締役 能登谷 正 人
元. 8. 30	公共下水道築造工事 新屋鳥木町地内	81,400,000	秋田鋪道株式会社 代表取締役社長 青 池 宏 志
元. 8. 30	公共下水道新城川左岸3-1号幹線築造工事に伴う排水ポンプ設備工事 土崎港相染町字沼端地内	68,200,000	株式会社能登谷工務所 代表取締役 能登谷 正 人
元. 9. 10	公共下水道築造工事 仁井田路見町地内ほか	20,003,500	株式会社加賀伊ボーリング 代表取締役 加賀谷 亨
元. 9. 17	公共下水道築造工事 外旭川字小谷地地内ほか	44,926,200	中央土建株式会社 代表取締役 伊 藤 久 嗣
元. 9. 19	公共下水道築造工事 土崎港北五丁目地内ほか	92,400,000	株式会社住建トレーディング 代表取締役 工 藤 源 聖
元. 9. 19	公共下水道築造工事 八橋本町六丁目地内ほか	77,049,500	加藤建設株式会社 代表取締役 加 藤 俊 介
元. 9. 19	公共下水道築造工事 下浜長浜字荒郷屋地内ほか	45,430,000	株式会社住建トレーディング 代表取締役 工 藤 源 聖
元. 9. 25	下水道長寿命化工事 山王七丁目地内ほか	188,760,000	豊・石黒特定建設工事共同企業体 豊興産株式会社 代表取締役 石 黒 慎
元. 10. 8	公共下水道築造工事 仁井田字仲谷地地内ほか	25,074,500	株式会社石黒建設工業 代表取締役 石 黒 学

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
令和3年11月 元. 11. 12	公共下水道築造工事 手形字十七流地内ほか	円 54,890,000	株式会社ヤマリ 代表取締役 渡邊伸子
元. 11. 28	旭橋返送ポンプ場機械設備更新工事 川元小川町5番地地内	92,002,900	株式会社能登谷工務所 代表取締役 能登谷正人
元. 12. 13	下水道長寿命化工事 高陽幸町地内	98,450,000	株式会社三勇建設 代表取締役 三浦稔
2. 1. 21	下水道管渠移設工事 土崎港西二丁目地内ほか	30,228,000	豊島建設株式会社 代表取締役 豊島悦雄
2. 2. 10	下水道管渠改良工事 土崎港相染町字中谷地地内	48,290,000	株式会社U I コムテック 代表取締役 森田保美
2. 2. 14	公共下水道築造工事 新屋鳥木町地内	68,090,000	株式会社中山組 代表取締役 千葉利則
2. 2. 14	下水道長寿命化工事 山王一丁目地内ほか	126,500,000	株式会社佐原組 代表取締役 伊藤弘行
2. 2. 20	下水道管渠移設工事 川尻新川町地内ほか	40,700,000	株式会社ヤマリ 代表取締役 渡邊伸子
2. 2. 20	下水道管渠移設工事 河辺畠谷字丸山地内ほか	38,307,500	株式会社ヤマリ 代表取締役 渡邊伸子
2. 2. 21	公共下水道築造工事 豊岩石田坂字碇地内ほか	58,850,000	株式会社加賀屋組 代表取締役社長 加賀屋篤
2. 2. 21	下水道長寿命化工事 手形住吉町地内ほか	70,400,000	加藤建設株式会社 代表取締役 加藤俊介

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 企業債未償還額 66,577,832,019円
 (ロ) 一時借入金現在高 0円

該当事項なし

5 附 带 事 項

該当事項なし

(3) その他会計経理に関する重要事項

令和元年度秋田市農業集落排水事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

取 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 農業集落排水 事 業 収 益	円 754,941,000	円 △ 40,579,000	円 -	円 714,362,000	円 718,510,176	円 4,148,176	
第1項 営 業 収 益	131,150,000	△ 1,191,000	-	129,959,000	130,847,072	888,072	(うち、消費税及び地方消費税相当分 10,331,173円)
第2項 営業外収益	623,790,000	△ 55,095,000	-	568,695,000	571,955,516	3,260,516	
第3項 特 別 利 益	1,000	15,707,000	-	15,708,000	15,707,588	△ 412	
第2款 個別排水処理 事 業 収 益	34,846,000	△ 2,861,000	-	31,985,000	32,028,196	43,196	
第1項 営 業 収 益	9,154,000	△ 649,000	-	8,505,000	8,549,533	44,533	(うち、消費税及び地方消費税相当分 678,788円)
第2項 営業外収益	25,690,000	△ 2,212,000	-	23,478,000	23,478,663	663	
第3項 特 別 利 益	2,000	-	-	2,000	-	△ 2,000	
合 計	789,787,000	△ 43,440,000	-	746,347,000	750,538,372	4,191,372	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額				
第1款 農業集落排水事業費用	752,019,000	△ 40,207,000	円一	円一	円一	711,812,000	円一	711,812,000	692,932,332	円一	18,879,668
第1項 営業費用	692,655,000	△ 39,738,000	—	—	—	652,917,000	—	652,917,000	636,115,815	—	16,801,185
第2項 営業外費用	58,814,000	△ 469,000	—	—	—	58,345,000	—	58,345,000	56,816,517	—	1,528,483
第3項 特別損失	50,000	—	—	—	—	50,000	—	50,000	—	—	50,000
第4項 予備費	500,000	—	—	—	—	500,000	—	500,000	—	—	500,000
第2款 個別排水処理事業費用	35,601,000	△ 3,039,000	—	—	—	32,562,000	—	32,562,000	31,498,888	—	1,063,112
第1項 営業費用	33,570,000	△ 3,039,000	—	—	—	30,531,000	—	30,531,000	29,571,396	—	959,604
第2項 営業外費用	1,929,000	—	—	—	—	1,929,000	—	1,929,000	1,927,492	—	1,508
第3項 特別損失	2,000	—	—	—	—	2,000	—	2,000	—	—	2,000
第4項 予備費	100,000	—	—	—	—	100,000	—	100,000	—	—	100,000
合 計	787,620,000	△ 43,246,000	—	—	—	744,374,000	—	744,374,000	724,431,220	—	19,942,780

(2) 資本的収入及び支出

取 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費過 次繰越額に係 る財 源充當額	合 計			
第1款 農業集落排水事業資本の収入	円 240,129,000	△ 48,021,000	円 192,108,000	円 —	円 —	円 192,108,000	円 191,724,200	円 △ 383,800	
第1項 企 業 債	40,000,000	△ 3,000,000	37,000,000	—	—	37,000,000	37,000,000	0	
第2項 出 資 金	101,005,000	△ 1,713,000	99,292,000	—	—	99,292,000	99,292,000	0	
第3項 補 助 金	57,000,000	△ 8,960,000	48,040,000	—	—	48,040,000	48,040,000	0	
第4項 負 担 金	40,000,000	△ 34,348,000	5,652,000	—	—	5,652,000	5,268,200	△ 383,800	
第5項 基 金 繙 入 金	2,124,000	—	2,124,000	—	—	2,124,000	2,124,000	0	
第2款 個別排水処理事業資本の収入	17,585,000	△ 3,096,000	14,489,000	—	—	14,489,000	10,891,400	△ 3,597,600	
第1項 企 業 債	6,100,000	△ 6,100,000	0	—	—	0	—	0	
第2項 出 資 金	11,049,000	3,092,000	14,141,000	—	—	14,141,000	10,781,000	△ 3,360,000	

第3項 負担金	436,000	△ 88,000	348,000	-	-	348,000	110,400	△ 237,600	
合計	257,714,000	△ 51,117,000	206,597,000	-	-	206,597,000	202,615,600	△ 3,981,400	

支出

区分	予算額						決算額	翌年度繰越額			備考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費遅次繰越額		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費遅次繰越額	合計	
第1款 農業集落排水事業資本の支出	459, 円 179,000	△ 48, 円 032,000	円 -	411, 円 147,000	円 -	円 -	411, 円 147,000	408, 円 469,284	円 -	円 -	円 2, 677,716
第1項 建設改良費	164, 233,000	△ 48, 021,000	-	116, 212,000	-	-	116, 212,000	113, 534,645	-	-	2, 677,355
(うち、消費税及び地方消費税相当分 9,939,408円)											
第2項 企業債償還金	294, 933,000	-	-	294, 933,000	-	-	294, 933,000	294, 932,639	-	-	361
第3項 投資	13,000	△ 11,000	-	2,000	-	-	2,000	2,000	-	-	0
第2款 個別排水処理事業資本の支出	24, 409,000	△ 2, 996,000	-	21, 413,000	-	-	21, 413,000	17, 656,919	-	-	3, 756,081
第1項 建設改良費	16, 359,000	△ 2, 996,000	-	13, 363,000	-	-	13, 363,000	9, 608,003	-	-	3, 754,997
(うち、消費税及び地方消費税相当分 150,111円)											
第2項 企業債償還金	8,050,000	-	-	8,050,000	-	-	8, 050,000	8, 048,916	-	-	1,084
合計	483, 588,000	△ 51, 028,000	-	432, 560,000	-	-	432, 560,000	426, 126,203	-	-	6, 433,797

資本的収入額が資本的支出額に不足する額223,510,603円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,233,283円、減債積立金20,064,184円及び過年度分損益勘定留保資金198,213,136円で補てんした。

令和元年度秋田市農業集落排水事業報告書

1 概況

(1) 総括事項

(イ) 普及状況

本市の農業集落排水事業、個別排水処理事業は、農業集落における農業用排水の水質保全および農村生活環境の改善、または汚水を集合して処理することが適当でない地域の健康で快適な生活環境の確保を図るとともに、公共用水域の水質保全のため処理施設などの維持管理に努めています。年度末における処理区域内面積は625haであり、前年度と同面積、処理区域内人口は9,488人で、前年度と比較して242人減少しております。この結果、普及率は3.1%となっております。

また、年間総処理水量は、972,304m³となり、前年度と比較して39,778m³減少しております。このうち、年間有収水量は、778,077m³で、前年度と比較して16,971m³減少しております。

(ロ) 工事状況

農業集落排水建設改良事業は、113,535千円の事業費を

もって、河辺砂子渓処理区を隣接する河辺三内処理区に統合するための管渠布設工事、最適整備構想を策定するための機能診断業務委託などを実施しております。

個別排水処理施設建設事業は、9,608千円の事業費をもって、山内字田中地内において1基の浄化槽を設置しております。

(ハ) 財政状況

収入では、特別利益の増などにより、前年度比0.4%増の739,044千円となっております。

支出では、処理場費の増などにより、前年度比0.3%増の718,171千円となっております。

この結果、20,873千円の純利益が生じ、全額を利益剰余金に計上しております。

今後も、人口減少や節水機器の普及などにより使用料収入の減少が見込まれます。このため、農業集落排水処理施設については、汚水処理効率などを検討の上、隣接する処理区との統合や公共下水道への接続を実施し、効率的な運営に努めてまいります。

(2) 議会議決事項

議案番号	件	名	提出年月日	議決年月日
第134号	秋田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する件		令和年月日 元. 9. 2	令和年月日 元. 9. 26

第135号	秋田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例等の一部を改正する件	元. 9. 2	元. 9. 26
第136号	秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件	元. 9. 2	元. 9. 26
第138号	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	元. 9. 2	元. 9. 26
第139号	秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例を設定する件	元. 9. 2	元. 9. 26
第140号	秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件	元. 9. 2	元. 9. 26
第150号	秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件	元. 9. 2	元. 9. 26
第160号	平成30年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件	元. 9. 2	元. 9. 26
第195号	令和元年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)の件	元. 11. 26	元. 12. 18
第196号	秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する件	元. 12. 5	元. 12. 18
第197号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	元. 12. 5	元. 12. 18
第 17号	令和2年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件	2. 2. 18	2. 3. 19
第 29号	令和元年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)の件	2. 2. 18	2. 3. 6
第 30号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件	2. 2. 18	2. 3. 19
第 48号	秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件	2. 2. 18	2. 3. 19
第 49号	秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件	2. 2. 18	2. 3. 19

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	申 請 先	件 名	認 可 年 月 日
令和年月日			令和年月日
元. 9. 27	秋田県知事	令和元年度起債同意申請	同意 元. 10. 8
元. 9. 27	秋田県知事	令和元年度起債同意申請	同意 元. 10. 8

(4) 職員に関する事項

事 務 職 員 主 事	技 術 職 員 技 師	計	
		1 人	3 人
		4 人 (うち資本勘定支弁職員 2 人)	

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項
該当事項なし

2 工 事

(1) 建設工事の概況

- (イ) 個別排水処理施設整備 山内字田中地内
1基

(イ) 砂子渕地区機能強化に伴う管渠布設工事ほか
一式

(ロ) 笹岡農業集落排水処理施設フェンス改修工事
一式

- (3) 保存工事の概況
(イ) 管 渠 修 繕

9 件

(2) 改良工事の概況

3 業 務

(1) 業 務 量

	農業集落排水	個別排水処理	計
排 水 戸 数	2,805戸	225戸	3,030戸
処理区域内人口	8,792人	696人	9,488人
年間総処理水量	920,018m³	52,286m³	972,304m³
一日平均処理水量	2,514m³	143m³	2,657m³
有 収 水 量	725,791m³	52,286m³	778,077m³
有 収 率	78.9%	100.0%	80.0%
管 渠 布 設 総 延 長	161,779m	—	161,779m

(2) 事業収入に関する事項

科 目	調 定 額 円	収 入 額 円	未 収 額 円	収入比率 %
営 業 収 益	128,386,644 (139,396,605)	112,388,645 (121,804,419)	15,997,999 (17,592,186)	87.5 (87.4)
営業外収益	594,950,128 (595,434,179)	594,950,128 (594,950,109)	0 (484,070)	100.0 (99.9)

特 別 利 益	15,707,588	15,707,588	0	100.0
	(15,707,588)	(15,707,588)	0	(100.0)
合 計	739,044,360	723,046,361	15,997,999	97.8
	(750,538,372)	(732,462,116)	(18,076,256)	(97.6)

注 () 内数値は、消費税及び地方消費税を含む。

(3) 事業費に関する事項

科 目	決 算 額	合 計
	円	
営 業 費 用	649,021,017	(58,744,009)
	(665,687,211)	718,170,491
営 業 外 費 用	69,149,474	(724,431,220)

注 () 内数値は、消費税及び地方消費税を含む。

(4) その他主要な事項

該当事項なし

4 会 計

(1) 重要契約の要旨

契約年月日	件 名	契 約 金 額	契 約 者
令和年月日 元. 8. 27	砂子渕地区機能強化に伴う管渠布設工事	円 53,744,900	株式会社三勇建設 代表取締役 三 浦 稔

(2) 企業債及び一時借入金の概況

(イ) 企業債未償還額	3,195,752,023円
(ロ) 一時借入金現在高	0円

該当事項なし

5 附 帯 事 項
該当事項なし

(3) その他会計経理に関する重要な事項

II 令和2年度上半期の執行状況

1 収入および支出の概況

(1) 一般会計

歳 入

(単位：千円、%)

区 分	予算額(A)	収入額(B)	収入率(B)/(A)
市 税	42,556,233	22,850,258	53.7
地 方 譲 与 税	1,089,246	320,045	29.4
利 子 割 交 付 金	32,497	15,556	47.9
配 当 割 交 付 金	110,578	17,384	15.7
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	96,165	-	0.0
法 人 事 業 税 交 付 金	461,719	282,781	61.2
地 方 消 費 税 交 付 金	7,986,263	4,100,137	51.3
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	56,818	14,002	24.6
環 境 性 能 割 交 付 金	65,846	17,325	26.3
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	3,739	-	0.0
地 方 特 例 交 付 金	316,457	334,947	105.8
地 方 交 付 税	21,217,000	14,390,033	67.8
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	68,500	-	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	664,993	161,294	24.3
使 用 料 及 び 手 数 料	2,405,612	1,043,484	43.4
国 庫 支 出 金	61,066,710	38,982,802	63.8
県 支 出 金	10,552,965	1,764,655	16.7
財 产 収 入	217,176	156,104	71.9
寄 附 金	265,559	88,389	33.3
繰 入 金	4,430,831	-	0.0
繰 越 金	2,369,095	2,319,037	97.9
諸 収 入	9,679,783	331,545	3.4
市 債	21,905,800	-	0.0

合 計	187,619,585	87,189,778	46.5
-----	-------------	------------	------

※前年度からの繰越分を含む。

歳 出

(単位：千円、%)

区 分	予算額(A)	支出額(B)	支出率(B)/(A)
議 会 費	656,365	372,761	56.8
総 務 費	51,583,506	36,480,766	70.7
民 生 費	53,792,410	19,410,450	36.1
衛 生 費	9,598,828	3,621,430	37.7
労 働 費	855,359	569,088	66.5
農 林 水 産 業 費	3,742,867	1,116,805	29.8
商 工 費	11,761,179	8,664,987	73.7
土 木 費	19,380,512	6,130,131	31.6
消 防 費	4,057,829	1,711,869	42.2
教 育 費	16,583,952	4,985,107	30.1
災 害 復 旧 費	1,894,227	182,866	9.7
公 債 費	13,530,409	6,662,390	49.2
諸 支 出 金	1	-	0.0
予 備 費	182,141	-	0.0
合 計	187,619,585	89,908,650	47.9

※前年度からの繰越分・予備費充用分を含む。

(2) 特別会計

歳 入

(単位：千円、%)

区 分	予算額(A)	収入額(B)	収入率(B)/(A)
土 地 区 画 整 理 会 計	4,188,451	407,274	9.7
市 有 林 会 計	208,031	13,763	6.6
市 営 墓 地 会 計	73,111	66,488	90.9
中 央 卸 壳 市 場 会 計	65,023	12,144	18.7
公 設 地 方 卸 壳 市 場 会 計	468,121	116,562	24.9
大 森 山 動 物 園 会 計	930,821	80,432	8.6
廃 棄 物 発 電 会 計	322,683	134,664	41.7
病 院 事 業 債 管 理 会 計	2,605,763	175,383	6.7
学 校 給 食 費 会 計	1,380,110	388,230	28.1
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	31,261,929	12,464,773	39.9
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	40,165	36,239	90.2
介 護 保 険 事 業 会 計	30,668,923	13,694,288	44.7
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	3,725,952	1,334,830	35.8
合 計	75,939,083	28,925,070	38.1

※前年度からの繰越分を含む。

歳 出

(単位：千円、%)

区 分	予算額(A)	支出額(B)	支出率(B)/(A)
土 地 区 画 整 理 会 計	4,188,451	1,026,200	24.5
市 有 林 会 計	208,031	135,121	65.0
市 営 墓 地 会 計	73,111	22,848	31.3
中 央 卸 壳 市 場 会 計	65,023	39,844	61.3
公 設 地 方 卸 壳 市 場 会 計	468,121	192,415	41.1
大 森 山 動 物 園 会 計	930,821	217,317	23.3
廃 棄 物 発 電 会 計	322,683	9,598	3.0
病 院 事 業 債 管 理 会 計	2,605,763	175,383	6.7

学校給食費会計	1,380,110	687,272	49.8
国民健康保険事業会計	31,261,929	11,358,345	36.3
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	40,165	12,517	31.2
介護保険事業会計	30,668,923	12,688,647	41.4
後期高齢者医療事業会計	3,725,952	1,223,858	32.8
合 計	75,939,083	27,789,365	36.6

※前年度からの繰越分を含む。

2 一時借入金の現在高

令和2年9月30日現在、一時借入金の現在高 0円

3 公営企業の経理の概況

(1) 秋田市水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

・収 入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
水道事業収益	7,689,809,000	3,392,630,686	44.1
営業収益	7,004,511,000	3,352,500,502	47.9
営業外収益	685,296,000	40,130,184	5.9
特別利益	2,000	-	0.0

・支 出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
水道事業費用	7,178,370,000	1,352,698,178	18.8
営業費用	6,681,769,000	1,189,382,301	17.8
営業外費用	491,701,000	162,951,876	33.1
特別損失	3,100,000	364,001	11.7
予備費	1,800,000	-	0.0

イ 資本的収支

・収 入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
資本的収入	1,651,808,000	209,948,600	12.7
企業債	1,075,600,000	-	0.0
出資金	94,409,000	94,409,000	100.0
補助金	130,300,000	-	0.0
固定資産売却代金	1,000	204,600	20,460.0
負担金及び寄附金	351,498,000	115,335,000	32.8

※前年度からの繰越分を含む。

・支 出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
資本的支出	4,462,272,000	1,180,714,518	26.5
建設改良費	2,956,340,000	431,314,386	14.6
企業債償還金	1,505,932,000	749,400,132	49.8

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市水道事業会計試算表（令和2年9月30日現在）

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	(固 定 資 産)	
60,424,659,189	有 形 固 定 資 産	
2,038,164,675	無 形 固 定 資 産	
4,800,000	投 資 そ の 他 資 産	
	(流 動 資 産)	

11,918,596,822	現金	預金	
616,164,879	未収金	貯蔵品	
55,474,501	貯金	前払金	
396,066,300	資産	その他流動資産	
107,764,805	債権	(固定負債)	
	企業債	長期リース債務	21,976,200,862
	引当金	（流动負債）	62,040,228
	企業債	短期リース債務	2,166,721,705
	預り金	その他流動負債	756,529,556
	（繰延収益）	（繰延費用）	5,609,093
3,370,811,462	受金	長期前受金収益化累計額	39,973,205
	（資本金）	(資本金)	190,106,376
	（剰余金）	（資本剰余金）	313,587,562
	（利益剰余金）	（水道事業収益）	17,840,276,771
	（営業収益）	（営業外収益）	3,051,005,942
	（営業費用）	（水道事業費用）	40,040,782
1,116,439,064	費用	（営業外費用）	
162,951,876	損失	特別別利損	
362,547	合計		80,212,256,120

(2) 秋田市下水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
下水道事業収益	11,002,070,000	6,103,433,062	55.5
営業収益	7,468,166,000	4,751,840,425	63.6
営業外収益	3,533,902,000	1,351,586,548	38.2
特別別利益	2,000	6,089	304.5

・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
下水道事業費用	10,569,445,000	1,358,510,389	12.9
営業費用	9,534,265,000	926,158,286	9.7
営業外費用	1,031,129,000	432,305,636	41.9
特別別損失	1,501,000	46,467	3.1
予備費	2,550,000	-	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

イ 資本的収支

・収入

(単位:円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
資 本 的 収 入	7,476,145,000	2,973,733,700	39.8
企 業 債 債	4,372,400,000	-	0.0
出 資 金	877,528,000	877,528,000	100.0
補 助 金	2,066,773,000	2,066,773,810	100.0
負 担 金	159,443,000	29,238,239	18.3
固 定 資 産 売 却 代 金	1,000	193,651	19,365.1

※前年度からの繰越分を含む。

・支 出

(単位:円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
資 本 的 支 出	12,250,712,000	4,468,195,581	36.5
建 設 改 良 費	6,657,530,000	1,683,361,464	25.3
企 業 債 債 還 金	5,593,182,000	2,784,834,117	49.8

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市下水道事業会計試算表(令和2年9月30日現在)

(単位:円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	(固 定 資 産)	
156,998,767,785	有 形 固 定 資 産	
9,283,288,959	無 形 固 定 資 産	
	(流 動 資 産)	
3,349,594,040	現 金	・ 預 金
3,786,493,715	未 収 金	
768,079,000	前 払 金	
202,141,648	そ の 他 流 動 資 産	
	(固 定 負 債)	
	企 業 債	
	引 当 金	60,984,651,391
	(流 動 負 債)	1,617,732,809
	企 業 債	2,808,346,511
	未 払 金	7,746,221
	そ の 他 流 動 負 債	243,266,318
	(繰 延 収 益)	
	長 期 前 受 金	69,830,926,955
11,685,058,507	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	
	(資 本 金)	
	資 本 金	40,131,232,141
	(剰 余 金)	
	資 本 剰 余 金	4,701,263,655
	利 益 剰 余 金	1,177,180,000
	(下 水 道 事 業 収 益)	
	當 業 収 益	4,510,580,591
	當 業 外 収 益	1,351,556,356
	特 別 利 益	5,537
	(下 水 道 事 業 費 用)	
858,714,564	當 業 費 用	
432,305,636	當 業 外 費 用	
44,631	特 別 損 失	
187,364,488,485	合 計	187,364,488,485

(3) 秋田市農業集落排水事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
農業集落排水事業収益	747,190,000	445,964,458	59.7
営業収益	128,049,000	67,417,268	52.6
営業外収益	619,140,000	378,547,190	61.1
特別利益	1,000	-	0.0
個別排水処理事業収益	33,217,000	27,672,288	83.3
営業収益	8,497,000	4,402,288	51.8
営業外収益	24,718,000	23,270,000	94.1
特別利益	2,000	-	0.0

・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
農業集落排水事業費用	744,462,000	98,083,197	13.2
営業費用	689,961,000	71,948,618	10.4
営業外費用	53,951,000	26,134,579	48.4
特別損失	50,000	-	0.0
予備費	500,000	-	0.0
個別排水処理事業費用	33,925,000	4,968,487	14.6
営業費用	31,987,000	4,039,532	12.6
営業外費用	1,836,000	928,955	50.6
特別損失	2,000	-	0.0
予備費	100,000	-	0.0

イ 資本的収支

・収入

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期収入額	執 行 率
農業集落排水事業資本的収入	202,328,000	136,745,000	67.6
企業債	12,800,000	-	0.0
出資金	128,745,000	128,745,000	100.0
補助金	8,000,000	8,000,000	100.0
負担金	51,000,000	-	0.0
基金繰入金	1,783,000	-	0.0
個別排水処理事業資本的収入	12,504,000	10,394,200	83.1
企業債	2,000,000	-	0.0
出資金	9,719,000	9,719,000	100.0
補助金	587,000	587,000	100.0
負担金	198,000	88,200	44.5

・支出

(単位：円、%)

科 目	年間予算額	上期支出額	執 行 率
農業集落排水事業資本的支出	423,148,000	151,592,387	35.8
建設改良費	125,859,000	3,718,115	3.0
企業債償還金	297,287,000	147,874,272	49.7
投資	2,000	-	0.0
個別排水処理事業資本的支出	19,937,000	8,487,695	42.6
建設改良費	11,613,000	4,337,829	37.4
企業債償還金	8,324,000	4,149,866	49.9

(2) 秋田市農業集落排水事業会計試算表(令和2年9月30日現在)

(単位:円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
10,794,039,040	(固 定 資 産)	
4,176,000	有 形 固 定 資 産	
11,518,000	無 形 固 定 資 産	
投 資 そ の 他 資 産	投 資 そ の 他 資 産	
799,532,949	(流 動 資 産)	
現 金 • 預 金	現 金 • 預 金	
200,500,795	未 収 金	
0	前 払 金	
6,461,034	そ の 他 流 動 資 産	
	(固 定 負 債)	
	企 業 当 債	2,890,142,678
	企 業 当 債	41,418,147
	(流 動 負 債)	
	企 業 債	153,585,207
	未 払 金	183,117
	企 業 債	
	未 払 金	
	そ の 他 流 動 負 債	6,812,120
	(繰 延 収 益)	
	長 期 前 受 金	6,460,724,416
1,553,126,686	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	
	(資 本 金)	
	資 本 金	3,202,645,769
	(剰 余 金)	
	資 本 剰 余 金	222,644,354
	利 益 剰 余 金	20,873,869
	(農 業 集 落 排 水 事 業 収 益)	
	營 業 収 益	61,377,738
	營 業 外 収 益	378,547,190
	(農 業 集 落 排 水 事 業 費 用)	
66,115,738	營 業 費 用	
26,134,579	營 業 外 費 用	
	特 別 損 失	
	(個 別 排 水 处 理 事 業 収 益)	
	營 業 収 益	4,002,468
	營 業 外 収 益	23,270,000
	(個 別 排 水 处 理 事 業 費 用)	
3,693,297	營 業 費 用	
928,955	營 業 外 費 用	
13,466,227,073	合 計	13,466,227,073

る土地で、下水道事業計画区域内にあるもの)

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和3年1月22日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

賦課対象区域

下浜羽川字下野、下浜長浜字長坂および檜山城南新町（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能とな